

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定障害福祉サービス事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児通所支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 6

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【港湾空港局港営部港営課】 12

◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】 15

北九州市告示第321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項及び第51条の25第4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項及び第24条の32第2項の規定による指定障害福祉サービス事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児通所支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号及び第51条の30第2項第2号並びに児童福祉法第21条の5の25第2号及び第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション ほのか 北九州市小倉北区赤坂三丁目7番21-402号	合同会社ほのか 代表社員 射場寿子 北九州市小倉北区赤坂三丁目7番21-402号	身体障害者、知的障害者及び精神障害者	4017801525

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション ほのか 北九州市小倉北区赤坂三丁目7番21-402号	合同会社ほのか 代表社員 射場寿子 北九州市小倉北区赤坂三丁目7番21-402号	身体障害者、知的障害者及び精神障害者	4017801525

(3) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
---------	-------------	-------	-------

の名称及び所在地	の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	る対象者	
愛ヘルパーステーション 北九州市小倉南区石田南一丁目2番13号	株式会社オフィス西尾 代表取締役 西尾祐子 北九州市小倉南区石田南一丁目2番13号	特定無し	4017701329

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
北九州市立門司障害者地域活動センター 北九州市門司区大字畑1808番地	社会福祉法人あすなろ学園 理事長 大友征子 北九州市小倉南区大字新道寺1100番地1	身体障害者（肢体不自由）、知的障害者及び精神障害者	4017600075
プロGRESS北九州センター 北九州市小倉北区浅野一丁目2番39号	株式会社古江建設 代表取締役 古江勝紀 北九州市小倉北区中井口3番44号	特定無し	4017801574
北九州市立戸畑障害者地域活動センター 北九州市戸畑区千防一丁目1番16号	社会福祉法人北九州障害者福祉事業協会 理事長 内田健一 北九州市戸畑区北鳥旗町2番22号	特定無し	4016400170

(5) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ひかりと大地 北九州市八幡西	社会福祉法人孝徳会 理事長 渡辺正孝	知的障害者	4016701056

区陣原三丁目1 8番20号	北九州市若松区大字安屋 3310番地3		
------------------	------------------------	--	--

(6) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーションもじ 相談支援センター 北九州市門司区黒川西二丁目6番2号	株式会社武久福祉会 代表取締役 穎原尚吾 北九州市門司区黒川西二丁目6番2号	特定無し	4037600022
相談支援センター あかつき 北九州市小倉南区中吉田一丁目20番25号	有限会社ひびき 代表取締役 中山貴広 福岡県嘉麻市下山田308番地2	特定無し	4037700244

(7) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ハッピーテラス 高須教室 北九州市若松区高須北三丁目1番39号	株式会社ノダメディカル 代表取締役 野田政美 北九州市小倉北区熊本三丁目2番6号サンライズビル3F	特定無し	4056500038

(8) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
たいよう高須教室 北九州市若松区高須北三丁目1	株式会社ノダメディカル 代表取締役 野田政美 北九州市小倉北区熊本三丁目2番6号サンライズ	特定無し	4056500038

番 3 9 号	ビル 3 F		
---------	--------	--	--

(9) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター あかつき 北九州市小倉南区中吉田一丁目 20番25号	有限会社ひびき 代表取締役 中山貴広 福岡県嘉麻市下山田30 8番地2	特定無し	4077703330

2 廃止年月日

令和3年3月31日

北九州市告示第322号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
木花（このは） 北九州市八幡東区山路二丁目8番15号	合同会社この花みのりの里 代表社員 志水敏子 北九州市八幡東区山路二丁目8番15号	身体障害者及び知的障害者	4016600597
けれは一と 北九州市八幡西区青山一丁目13番16号	株式会社る一え 代表取締役 石迫怜太 北九州市八幡西区青山一丁目13番16号	特定無し	4016701072

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
木花（このは） 北九州市八幡東区山路二丁目8番15号	合同会社この花みのりの里 代表社員 志水敏子 北九州市八幡東区山路二丁目8番15号	身体障害者及び知的障害者	4016600597

けれはーと 北九州市八幡西 区青山一丁目1 3番16号	株式会社るーえ 代表取締役 石迫怜太 北九州市八幡西区青山一 丁目13番16号	特定無し	4016701072
--------------------------------------	--	------	------------

(3) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
木花（このは） 北九州市八幡東 区山路二丁目8 番15号	合同会社この花みのりの 里 代表社員 志水敏子 北九州市八幡東区山路二 丁目8番15号	身体障害者 （視覚障害 ）	4016600597
けれはーと 北九州市八幡西 区青山一丁目1 3番16号	株式会社るーえ 代表取締役 石迫怜太 北九州市八幡西区青山一 丁目13番16号	特定無し	4016701072

(4) 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
障がい福祉サー ビス てんま 北九州市八幡西 区真名子一丁目 6番34号	株式会社天馬 代表取締役 西迫 信 福岡県中間市桜台一丁目 8番22号	身体障害者 （肢体不自 由、聴覚・ 言語障害及 び内部障害 ）、知的障 害者及び精 神障害者	4016701577

(5) 指定障害福祉サービス事業者（自立訓練（生活訓練））

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
ワークネット北	一般社団法人ワークネッ	精神障害者	4016600514

九州 北九州市八幡東 区中央二丁目1 番1号レインボ ープラザ6階	ト北九州 代表理事 元重義則 北九州市八幡東区高見二 丁目9番1-602号		
---	--	--	--

(6) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ウェルビーチャレンジ小倉センター 北九州市小倉北区京町三丁目1番1号セントシティ北九州B1階	ウェルビー株式会社 代表取締役 大田 誠 東京都中央区銀座二丁目3番6号	身体障害者（内部障害者）、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者	4017801343

(7) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
リタの家 北九州市小倉北区霧ヶ丘二丁目14番2号	合同会社リタの家 代表社員 安枝海斗 北九州市小倉北区足原二丁目10番16号	知的障害者及び精神障害者	4027800186

(8) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所スタジオ 北九州市小倉南区葛原本町三丁目13番26号	一般社団法人Center of the Field 代表理事 野中勝治 北九州市小倉南区葛原本	特定無し	4037700459

	町三丁目13番26号		
相談支援センター あしすと 北九州市八幡西区 区医生ヶ丘6番 1号2階	株式会社E-Labo 代表取締役 針池栄治 北九州市八幡西区医生ヶ 丘6番1号	特定無し	4036700286

(9) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
放課後等デイサ ービス エンブ レイス 北九州市小倉北 区香春口二丁目 6番1号デザイ ナープリンセス KY202	CONVERT株式会社 代表取締役 南沢信吾 福岡市博多区博多駅南三 丁目22番2号第五大西 ビル3F	重症心身障 害児以外	4057800064
I R O H A S t y l e 北九州市小倉南 区葛原本町六丁 目8番27号ア クアス21 2 02号	株式会社エステーロ 代表取締役 村田一光 北九州市小倉南区東貫二 丁目17番21号	重症心身障 害児以外	4057700082
プレシャスON E 北九州市八幡東 区中央二丁目1 4番20-20 1号	一般社団法人ライフアゲ イン 代表理事 原田昌樹 北九州市八幡東区中央二 丁目14番20号	重症心身障 害児以外	4056600077
C A M P 北九州市八幡西 区本城3453	株式会社SOW 代表取締役 尾倉 寧 北九州市八幡西区本城3	重症心身障 害児以外	4056700075

番地 4	4 5 3 番地 4		
はんずあっぷ あいおい 北九州市八幡西 区相生町 4 番 3 号	一般社団法人 T E T O T E 代表理事 宮原裕司 北九州市八幡西区北筑二 丁目 1 6 番 2 0 号	重症心身障 害児以外	4056700083
放課後等デイサ ービスけやき 北九州市戸畑区 中原西三丁目 3 番 3 1 - 1 0 2 号	医療法人若愛会 理事長 山内 孝 北九州市若松区下原町 9 番 1 3 号	重症心身障 害児以外	4056400049

(1 0) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設 の名称及び所在 地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
児童発達支援事 業所つくぺた門 司 北九州市門司区 小森江三丁目 8 番 5 号	医療法人茜会 理事長 吉水一郎 山口県下関市上新地町一 丁目 5 番 2 号	重症心身障 害児以外	4057600043
プレシャス O N E 北九州市八幡東 区中央二丁目 1 4 番 2 0 - 2 0 1 号	一般社団法人ライフアゲ イン 代表理事 原田昌樹 北九州市八幡東区中央二 丁目 1 4 番 2 0 号	重症心身障 害児以外	4056600077
C A M P 北九州市八幡西 区本城 3 4 5 3 番地 4	株式会社 S O W 代表取締役 尾倉 寧 北九州市八幡西区本城 3 4 5 3 番地 4	重症心身障 害児以外	4056700075

(1 1) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
---------	-------------	-------	-------

の名称及び所在地	の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	る対象者	
相談支援事業所 スタジオ 北九州市小倉南区葛原本町三丁目13番26号	一般社団法人Center of the Field 代表理事 野中勝治 北九州市小倉南区葛原本町三丁目13番26号	特定無し	4077700039
相談支援センター あしすと 北九州市八幡西区医生ヶ丘6番1号2階	株式会社E-Labo 代表取締役 針池栄治 北九州市八幡西区医生ヶ丘6番1号	特定無し	4076700030

- 2 指定年月日
令和3年4月1日

北九州市公告第616号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

(1) 所在地

門司区旧門司二丁目13番1外1筆（建物付）

(2) 公募地目 宅地

(3) 実測面積 1,295.91㎡

(4) 最低売却価格 18,700,000円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営部港営課

(2) 期間

この公告の日から令和3年10月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時30分から午後5時まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営部港営課

(2) 期間

この公告の日から令和3年10月27日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時30分から午後5時まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営部港営課

(2) 期間

令和3年9月27日から同月30日までの毎日午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和3年10月27日午前10時

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局庁舎2階第一会議室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、アからエまでのいずれかに該当した後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定及び契約規則第2条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用してしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

(1) 5万円とする。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

(1) 受付及び申請書の交付をする場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営部港営課

(2) 受付期間

令和3年11月24日から令和4年2月25日まで（日曜日等及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時30分から午後5時まで

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

11 入札等に係る問合せ先

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営部港営課

電話 093-321-5951

北九州市選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和3年9月1日

北九州市選挙管理委員会
委員長 富増健次

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,805人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万8,369人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万7,298人

小倉北区 5万901人

小倉南区 5万8,176人

若松区 2万2,600人

八幡東区 1万8,557人

八幡西区 6万9,832人

戸畑区 1万6,043人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万1,703人